東京大学教職員 V P N サービス (UTokyo VPN)運用規程

2021年9月30日 情報システム戦略会議

(趣旨)

第1条 本規程は、東京大学(以下「本学」という。)における情報システム本部が運用する東京大学教職員向け VPN サービス(以下「UTokyo VPN」という。)の運用及び管理並びに情報セキュリティの確保等について必要な事項を定めるものとする。

(UTokyo VPN の構成)

第2条 UTokyo VPN のシステムは UTokyo Account で認証して接続する VPN 装置と、 VPN 装置に接続する端末にインストールするクライアントアプリケーションで構成される。

(運用管理)

第3条 情報システム本部長(以下「本部長」という。)は、UTokyoVPN に関する運用及 び管理を統括する。

(UTokyo VPN タスクフォース)

- 第4条 本部長は、システムの運用・管理及びこれに資する企画立案・連絡調整等を行うため、UTokyo VPN タスクフォースを設置する。
- 2 UTokyo VPN タスクフォースは、次の各号に掲げる者で構成する。
- (1) 情報基盤センターの構成員 若干名
- (2) 情報システム本部の構成員 若干名
- (3) 本部情報システム部の構成員 若干名
- (4) その他、情報システム本部長が必要であると認める者 若干名

(インシデントへの対応)

第5条 UTokyo VPN 及び利用者端末において情報セキュリティ事案が発生した場合、UTokyo VPN タスクフォースが、東京大学情報システム緊急対応チーム(UTokyo-CERT) 規則第3条により最高情報セキュリティ責任者(CISO)の下に置かれるUTokyo-CERT、及び当該利用者の所属する部局に置かれる情報システム緊急対応チーム(部局 CERT) と連携して、原因究明及び再発防止策を実施する。

2 UTokyo VPN 及び利用者端末において情報倫理案件が発生した場合には、UTokyo VPN タスクフォースは東京大学情報倫理規則第7条により設置する情報倫理通報窓口に報告する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、UTokyo VPN の運用及び管理並びに情報セキュリティの確保等について必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この規程は、2021年9月30日から施行し、2021年9月27日から適用する。